

賛助会員規程

制定：平成6年6月27日

改正：令和4年7月6日、航シ協第25-1号

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人航空保安無線システム協会の定款第45条第3項の規定に基づき賛助会員についての必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員の入会申込)

第2条 当協会の趣旨に賛同し、賛助会員となることを希望する者または法人は、別紙1の賛助会員入会申込書を提出し会長の承認を得るものとする。

(賛助会員資格の有効期限)

第3条 賛助会員資格の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、第7条の規定により資格が喪失しない限り自動的に更新されるものとする。

(賛助会費及び納入)

- 第4条 個人賛助会員の会費については、月額400円（学生は350円）とする。
- 2 法人賛助会員の会費については、1口5万円とし複数口での加入を可能とする。
- 3 賛助会費の納入は、原則として、年1回とし、当該年度分を7月末までに納めるものとする。

(年度中途加入の場合の特例)

第5条 年度中途加入に係る会費は、前条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次の表により加入月欄に示す額を、入会時に納入するものとする。

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人	4,800	4,400	4,000	3,600	3,200	2,800	2,400	2,000	1,600	1,200	800	400
学生	4,200	3,850	3,500	3,150	2,800	2,450	2,100	1,750	1,400	1,050	700	350
法人	50,000×口数			37,500×口数			25,000×口数			12,500×口数		

(賛助会員の特典)

第6条 賛助会員は、協会の発行する機関紙の配布を受け、また、協会の主催する研究会、講演会等に参加することができる。

(資格の喪失)

- 第7条 賛助会員は、次の場合会員としての資格を失う。
- 一 会員から別紙2の賛助会員退会届が提出されたとき。
- 二 会費を3年以上納入しなかったとき。
- 三 会員が死亡したとき。
- 四 会員が当協会の名誉を著しく損なった場合であって、会長が会員として不適当と認めたとき。

- 2 前項の規定により会員の資格を失った場合、会費は返納しないものとする。

附則 1

この規程は、平成 6 年 6 月 2 7 日から施行する。

附則 2 この規程の改正は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

賛助会員入会申込書

〒102-0083 東京都千代田区麹町四丁目 5 番地
海事センタービル 3 階
一般財団法人 航空保安無線システム協会
会 長 殿

私は、貴協会の趣旨に賛同し、賛助会員（個人会員・学生会員・法人会員）の入会を申し込みます。

令和 年 月 日

(会員種別)

会員の種類	希望する会員	加入年度の額	年会費の額
個人会員		円	4,800 円/年
学生会員		円	4,200 円/年
法人会員	(口)	円	万円/年

※ 希望する会員欄に○を記入してください。

※ 法人会員の場合は、希望する会員欄に○及び加入口数を記入してください。

※ 加入年度の額は、第 5 条の加入月に対応する額を記入してください。

※ 学生会員の場合は、学生証（写）を添付してください。

(申込者の情報＝個人会員及び学生会員欄)

個人名（フリガナ）	
郵便番号、住所（自宅）	
電話番号（自宅）	
F A X 番号又は e-mail	
所属（会社名、部署名）	
郵便番号、住所（会社）	
電話番号（会社）	
F A X 番号又は e-mail	

(申込者の情報＝法人会員欄)

法人名（フリガナ）	
代表者名（フリガナ）	
郵便番号・住所	
担当者名	
担当者所属	
電話番号	
F A X 番号又は e-mail	

賛助会員退会届

〒102-0083 東京都千代田区麹町四丁目5番地
海事センタービル3階
一般財団法人 航空保安無線システム協会
会 長 様

私は、都合により賛助会員を退会したいので、お届けします。

退会の日 令和 年 月 日

賛助会員

個人会員（学生会員含む。）

会員氏名：_____
住 所：_____
電話番号：_____

世話人所属：_____
世話人氏名：_____
世話人電話番号：_____

法人会員

法 人 名：_____
代表者氏名：_____
住 所：_____
電話番号：_____

担当者所属：_____
担当者氏名：_____
電話番号：_____